

會員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ☆ 今回の対象：すべての薬局
- ☆ 新型コロナウイルス感染症治療薬については、本年３月末で公費支援が終了となります。
- ☆ これまでに引き続き、各都道府県において一般流通する経口抗ウイルス薬を在庫する薬局を把握・公表すること、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の用意等の住民への呼びかけの継続、オンライン診療・オンライン服薬指導の活用等に取り組むことが示されています。

※別添資料は、当会のホームページに掲載しています。<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/85378/>

(令和6年3月8日付：5福薬業発第527号)

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり通知がございましたのでお知らせいたします。

本年３月をもって通常の医療提供体制への移行期間が終了し、本年４月以降、通常の医療提供体制とされます。なおこれまでに引き続き、各都道府県において一般流通する経口抗ウイルス薬を在庫する薬局を把握・公表すること、抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の用意等の住民への呼びかけの継続、オンライン診療・オンライン服薬指導の活用、等に取り組むことが示されています。

また、新型コロナウイルス感染症治療薬については、昨年10月以降は一定の自己負担を求めた上で公費支援が継続されておりましたが、本年3月末で公費支援が終了することとされました。ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

※別添資料より

新型コロナウイルス感染症の 令和6年4月以降の公費支援に 関するリーフレット

新型コロナウイルス感染症 令和6年4月からの 治療薬の費用について

治療薬：経口薬（ラゲブリオ、バキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）

3月31日まで

治療薬の薬剤費のうち、上限額を超える部分を公費で負担

【上限額】

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
9,000円	6,000円	3,000円

※各治療薬共通

4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります

〔医療保険において、毎月の窓口負担（治療薬の費用を含む）について高額療養費制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません〕

- ※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。
- ※ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【高額療養費制度について】

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

作成：令和6年3月